

公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー

語学ボランティア設置要綱

第1条 設置目的

福岡市を訪れる国内及び海外からの観光客などへのサービス向上、市民と一体となったおもてなしを実現するため、語学ボランティア「ウェルカムサポーター」（以下「WS」という）を設置する。

第2条 登録

WS は、募集による登録制度とする。

第3条 登録資格

WS は、次に掲げる要件を満たす者を登録する。

- (1) 英語・中国語・韓国語・その他の外国語のいずれかの言語及び日本語の語学能力、且つ十分にコミュニケーション可能な日本語の語学能力を有する者
 - (2) 福岡市もしくはその近郊に在住する者
 - (3) WS としての活動趣旨を理解する満 18 歳以上の者で、且つご自身の健康状態や生活環境に合わせて活動できること。
- 2 以下に該当する者は登録を行わない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき
 - (2) 暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有すると認められるとき

第4条 登録期間

登録機関は年度単位とし、毎年 2 月までに WS が辞退を申し入れる場合を除き、登録は翌年度に更新されるものとする。

第5条 登録解除

次の場合は名簿登録を取り消すことができる。

- (1) 本人から辞退の申し出があった場合
- (2) 本人が死亡、転出等により登録者としての活動が不可能になった場合
- (3) 名簿登録後に、第 3 条第 2 項に該当することが判明した場合
- (4) その他 WS として不適切と認められる事実が発生した場合

第6条 WS は次の活動を行う。

- (1) クルーズセンターにおいて、クルーズの観光客等の受入支援に関する活動（通訳、案内、誘導など）
- (2) その他、福岡市及び公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー（以下「ビューロー」という。）が認める活動

第7条 秘密の保持

WS 活動中に限らず活動終了後においても、活動で知りえた個人情報に基づく機密を、第三者に公開、漏洩してはならない。

第8条 保険及び賠償の責任

- (1) 事務局は、登録した WS の活動中の不慮の事故に備えて、「ボランティア活動保険（基本プラン）」に加入する。この場合、当該保険に係る費用は事務局が負担する。
- (2) WS 活動中の災害（ボランティア自身、第三者、財物を含む）は、前項の保険の範囲内で災害補償を行う。ただし、ビューロー及び事務局は賠償の責を負わない。
- (3) WS の違反により、被った損害については故意または過失の有無を問わず、当該 WS 個人の責任とし、ビューロー及び事務局は如何なる責も負わない。

（附則）

この要綱は、平成 20 年 6 月 27 日から施行する。

（附則）

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（附則）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（附則）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。